

個人情報等の取扱いに関する指針

信託法学会(以下「本会」とする)は、個人情報(特定個人情報を含む。)および個人番号(以下、あわせて「個人情報等」という。)の重要性を深く認識し、ここにその指針を定める。

本会は、個人情報等についてその管理と保護の重要性を十分に認識し、以下の取り組みを実施する。

1. 本会は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」および「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」等を遵守する。
2. 本会は、その活動のために取得し、保有する個人情報等の利用目的を明確にし、通知または公表するとともに、第三者への提供を含め、通知、公表した利用目的の範囲外の利用をすることなく、適正に取り扱う。
3. 本会は、学会事務の委託先に対して、事業目的の達成に必要な範囲内において個人情報等の取扱いを委託することがある。個人情報等の取扱いを外部に委託する場合は、委託先でも個人情報等が適切に扱われるよう、所定の水準に達していると認めた委託先とのみ契約を結ぶものとし、かつ、個人情報等の取扱いについての実効的な監督体制を確保するものとする。
4. 本会は、本人の意図しない個人情報等の利用、提供を防止し、また、個人情報等の最新、正確さを確保するために、本人からの申し出を受け付ける連絡先を明確にし、その申し出に適切な対応をする。
5. 個人情報等に関する苦情や相談に関する連絡先を本会事務局とし、苦情や相談に対しては、適切かつ迅速に対応し、問題の解決を図るよう努めるものとする。

6. 本会は、個人情報等の機密性、完全性、使用可能性を維持するために、不正アクセス、漏えい、滅失またはき損などに対する必要かつ適切な安産管理措置を講じ、それらの防止に努める。

本会は、以上のことを実現するために、個人情報等の管理体制を確立するとともに、実践し、継続的に見直し、改善を図る。

以上